

横浜南基署発 1205 第 1 号

令和 6 年 12 月 5 日

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会

横浜南支部長 殿

横浜南労働基準監督署長

令和 7 年における当署の行政運営に係る御協力の依頼について

時下、貴支部におかれましては、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から当署の行政運営につきまして、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当署管内における令和 6 年 10 月末現在の休業 4 日以上之死傷災害は、668 件（うち死亡災害 4 件）で、前年同期比 102 件、18.0%の増加となっています。（新型コロナウイルスり患者数を除く。）

また、貴支部の会員の多くを占める製造業では、67 件で前年同期比 23 件、52.3%の増加となっています。（同。）

このようなことから、第 14 次労働災害防止推進計画の最終年の目標値である休業 4 日以上之死傷災害を全産業 723 人以下、うち死亡災害 3 件以下とするため、令和 7 年以降において、各会員における労働災害防止の取組をより一層強めていただく必要があります。

つきましては、各会員事業場に勤める労働者に対する労働災害防止措置、健康確保対策及び適正な労務管理等の構築に当たり、下記の点に留意の上、積極的な支部活動の取組をお願い申し上げます

記

1 職長教育及び能力向上教育について

第 14 次労働災害防止計画の死傷災害件数の目標値達成のためには、各事業場の生

産工程における安全衛生水準の向上が不可欠であり、各職場に選任されている職長の果たす役割が極めて重要と考えております。引き続き、職長教育及び職長能力向上教育を開催し、受講勧奨を行ってください。

また、製造業の中でも、令和5年4月から職長教育の実施対象が拡充された食料品製造業においては、休業4日以上死傷災害件数が前年同期比5割増の状況にあることから、引き続き、職長の果たす役割を再確認してもらう意味においても職長教育の受講を勧奨してください。

## 2 行動災害・高年齢労働者災害の防止対策について

署管内における令和6年10月末現在の休業4日以上死傷災害では、転倒災害が203件30.0%、動作の反動・無理な動作の災害が132件20.0%といわゆる行動災害が半数を占める状況にあることから、高年齢労働者の災害防止対策と併せて、健康教育（健康の保持増進）、作業管理、作業環境管理及び健康管理等の取組を会員事業場が、より一層進めるための説明会等の機会を設けることを検討してください。

## 3 リスクアセスメントの取組について

製造業における「はさまれ・巻き込まれ」災害の発生では、依然として重篤な後遺障害のある労働災害が発生していることから、会員事業場に対して、機械の本質安全化について意識啓発を図るとともに、引き続き、リスクアセスメント講習を開催して会員事業場がリスク低減措置を進めることを働きかけてください。

## 4 新たな化学物質の管理について

自律的な化学物質管理の法令改正が令和6年4月に施行され、SDS交付対象物質を取り扱う事業場にあっては、その法令履行が不十分な事業場も認められますので、引き続き、化学物質管理者講習、保護具管理責任者講習を開催するほか、事業場におけるSDS交付対象物質の取り扱い際の管理の手法について、好事例等の周知を図る機会を設けることを検討してください。